



エステティックサービス契約書

別紙の約款に基づき以下の通り契約を締結します。

お客様（甲）

ふりがな	てすと てすと	生年月日	2000年01月01日
お名前	テスト テスト	会員番号	ZZ00000
住所	〒150-6034 東京都渋谷区恵比寿恵比寿ガーデンプレイス ご連絡先: 000000000000		

役務内容 提供期間 2025年01月30日 ~ 2026年01月29日

- ・「特典」のサービス内容に関しては別紙「付帯サービス説明書」をご確認ください。
- ・当社で使用している脱毛方式は光脱毛（フラッシュ脱毛）です。
- ・施術部位によって1回あたりの時間と実際の施術時間にずれがございます。

内容	時間	通常/初回単価	回数	総時間	値引	通常/初回値引後単価	金額
ヒゲ12回スタンダードプラン	20分	23,145円 / 23,155円	12回	240分	0円	23,145円 / 23,155円	277,750円

ヒゲ、陰部、全身、上半身、下半身はそれぞれ下記の部位を指しています。

- ヒゲ : 口下、両ほほ、両もみあげ、鼻下、あご、あご下・首
- 陰部 : Vライン、Iライン、Oライン、おしり
- 全身 : 手の指、手の甲、ひじ下、ひじ上、胸全体、腹全体、乳輪周り、へそ周り、両わき、足の指、足の甲、ひざ下、ひざ上、肩、背中上、背中下
- 上半身 : 手の指、手の甲、ひじ下、ひじ上、胸全体、腹全体、乳輪周り、へそ周り、両わき、肩、背中上、背中下
- 下半身 : 足の指、足の甲、ひざ下、ひざ上

※印は軽減税率適用商品

ご契約総額(税込)277,750円

10%対象277,750円 内消費税25,250円

お支払い方法及びお支払時期

方法	回数	初回支払日	引落日	金額
現金	1回	2025年01月30日	-	277,750円

- ・お支払いにクレジット・ローンをご利用の場合、申込をする信販会社等の審査及び管理のために、同社に対し、この書面内容及び役務消化状況が提供されます。詳しくは個人情報の取扱いに関する同意書をご確認ください。また、お支払い時期の詳細につきましては、本サービス契約書と一体となる割賦販売法に基づき交付される書面記載のとおりとなりますので併せてご確認ください。
- ・割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧ください。
- ・前受金保全措置は行っていません。

お支払いにクレジット・ローンをご利用の場合、初回支払日、引落日の当該日が銀行休業日の場合はその翌営業日が振替日となります。

役務提供事業者（乙）

名称 株式会社クリア

電話番号 03-6628-5551

所在地 〒150-6034 東京都 渋谷区 恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー3 4階

店舗名 メンズクリア大分店

店舗所在地 〒870-0035 大分県 大分市 中央町1-1-20 ニューガイア大分駅前ビルディング 4F

お客様相談窓口電話番号 : 0120-208-217

代表者 勝沼 潤

担当者 大川 禎司



エステティックサービス契約約款

当サロンは、エステティックの施術（以下「サービス」という）およびサービスの提供に際し購入いただく必要のある商品（以下「関連商品」という）の販売を本契約により提供いたします。

（契約の成立）

第1条 お客様の「エステティックサービス契約書（以下契約書という）」への署名をもって、当サロンとの間で契約書記載のとりのサービス利用および関連商品購入の契約が成立したものとします。ただし、お客様が未成年の場合は、その親権者の同意を証する書面が当サロンに提供されたときに契約が成立したものとします。

2. 前項にかかわらず、お客様がクレジットカード払いを利用する場合においてお客様とクレジット会社間の立替払い契約が成立しなかったときは、本契約も成立しなかったものとします。

（サービスの提供）

第2条 当サロンは、お客様に対し、契約書記載のとりのサービス提供および関連商品の販売（以下「サービスの提供等」という）の販売を行います。ただし、サービスの提供等が、お客様の体質・皮膚疾患等によりお客様に不具合を生じる恐れのある場合には、サービスの提供等を停止し、お客様と協議のうえ本契約を変更または解除させていただくこともあります。

2. サービスの提供等により、お客様のサービス提供を受けたまたは関連商品を使用した部位に異常が生じ、その原因が当サロンの提供したサービスまたは関連商品に起因する疑いがある場合には、当サロンは直ちにサービスの提供等を中止し、いったんお客様の負担で、お客様に医者診察をうけていただく等の適切な処置を講じます。

3. 当サロンはお客様に対するサービスの提供等の記録を作成・保存します。

（対価の支払）

第3条 お客様には、当サロンからのサービスの提供および関連商品購入に対し、契約書記載のとおり対価をお支払いいただきます。

2. お客様から当サロンへの直接のお支払いが遅延した場合には、法定の遅延損害金が増加されます。

（解除）

第4条 契約書記載の提供期間にかかわらず、当サロンまたはお客様が、契約書または本契約約款の記載事項を履行しなかった場合は相手方への書面の通知をもって直ちに契約を解除することができるものとします。この場合、一方が相手方の不履行により損害を被った場合は、第5条による精算とは別に、相手方に対しその損害の賠償を求めることができるものとします。ただし、当サロンによるサービスの提供等の不履行が天災・停電等やむを得ない事由による場合は除くものとします。

（商品の返還時の価格）

第5条 お客様が商品購入契約を中途解約し、商品を返還される際の精算においては、当該商品が開封され、またはその全部もしくは一部が使用または消費された場合（当サロンが開封、使用または消費を指示した場合を除きます）は、商品返還時の価格は0円とします。

（契約の解除（「クーリングオフ」）に関する事項）

第6条 お客様はこの書面を受取後8日以内であれば、当サロンへの書面又は電子メール等の電磁的記録による通知で契約の解除（クーリングオフ）をすることができます。下図のように必要事項を記入のうえ、ハガキの場合はご契約店舗に郵送してください。

2. お客様がクーリングオフについて、当サロンの事実と異なる説明により誤認され、または当サロンの威迫により困惑されたため、前項の期間内にクーリングオフされなかった場合、当サロンが改めてお渡しするクーリングオフの説明書面を受取後8日以内は書面又は電磁的記録による通知でクーリングオフをすることができます。

3. クーリングオフは、お客様が通知の書面又は電磁的記録を発信（発送）された時点で効力を生じます。

4. クーリングオフの場合、当サロンは損害賠償または違約金は請求いたしません。また、既にご利用済みのサービスにつきましても対価を請求いたしません。前受金をいただいている場合は速やかに全額を返還いたします。

5. サービスの利用をクーリングオフされる場合、購入いただいた商品（「エステティックサービス契約書」記載の「関連商品」）の購入もクーリングオフをすることができます。ただし、その商品が開封されたまたはその全部もしくは一部が利用もしくは消費された場合（当サロンが開封、利用または消費を指示した場合を除きます）はクーリングオフができません。

6. 商品の購入をクーリングオフされる場合も、その旨を書面又は電磁的記録により通知ください。商品のクーリングオフも通知書面又は電磁記録の発信（発送）時に効力が生じます。

7. 商品のクーリングオフにつきましても、当サロンは損害賠償または違約金を請求いたしません。引渡し済み商品の引き取りにかかる費用は当サロンが負担いたします。また、クーリングオフの対象となった商品の代金を既にいただいている場合は速やかに全額を返還いたします。

【クーリングオフ通知書面例】

契約解除通知書

株式会社クリア宛

__年__月__日付（締結日）の__（サービス名称及び商品名）

の申し込みをクーリングオフするので通知します。

私が貴社に支払った代金の〇〇円を下記口座に振り込んで下さい。

銀行口座：__銀行__支店 店番号__ 普通貯金口座：__ 口座名義人：__
__年__月__日付 住所__ 氏名__ ㊞

（契約の中途解約に関する事項）

第7条 上記のクーリングオフができる期間が過ぎた後は、サービスの利用を将来に向かって解除（中途解約）することができます。

2. 中途解約の場合、お客様にはすでに利用されたサービスの相当額（入会金を含みます）および「解約損金」として解約により通常生ずる損害額または契約の締結および履行のために通常要する費用をご負担いただきます。具体的には、下記の算式により精算金を算定し、精算金額を超える前受金をいただいている場合は、当サロンより差額を速やかに返還いたします。前受金が精算金額に足りない場合は、お客様に不足金額をお支払いいただきます。この不足金のお支払いが遅延した場合には、法定利率による遅延損害金が増加されます。

清算金＝契約総額注1－（利用済サービス相当額注2＋解約損料注3）

注1：契約総額＝サービス利用申込み時の全体価格（商品の代金を除く）

注2：利用済みサービス相当額＝入会金＋1回あたりの施術料金×利用済回数

注3：解約損料＝（契約総額－利用済サービス相当額）の10%相当または2万円のいずれか低い方

クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、規約等で詳細をご確認ください。

3. 商品の購入についても、中途解約ができます。その場合、お客様には次の額をご負担いただきます。前受金がこの額に足りない場合は、不足金額をお支払いいただきます。不足金のお支払いが遅延した場合には、法定の利率による遅延損害金が増加されます。

商品を返還いただく場合：通常の使用料相当額（ただし、販売価格－返還時の価格の方が大のときはその額）

商品の返還がない場合：商品の販売価格

商品引渡し前の場合：契約の締結及び履行のために通常要する費用

（別途協議）

第8条 本契約書及び本約款に定めのない事項又は本契約書及び本約款の解釈に疑義が生じた場合は、お客様と当サロンの協議により解決するものとします。

施術に関する同意書

◇禁忌事項について

以下①から⑨の項目に該当しないことを前提として脱毛施術をいたします。

該当する項目がある場合、また契約後に該当するに至った場合には、医師の診断が必要となることもあります。

また当サロンスタッフの判断により、お客様の安全を優先し脱毛施術を控える場合があります。予めご了承ください。

- ①心臓病、あるいはペースメーカーなどの循環器用医療機器をご使用中
- ②光線過敏症（ポルフィリン症）
- ③糖尿病、肝臓病、腎臓病、その他内科系疾患や伝染病疾患がある
- ④てんかんの既往症がある
- ⑤重度のアトピー性皮膚炎・ケロイド体質・光アレルギー・ヘルペス・皮膚ガン・その他皮膚疾患がある
- ⑥ステロイドやニキビ用の軟膏、湿布などの薬品を塗布している
- ⑦継続的に薬を服用している、また病中および病後である
- ⑧レーシック手術（視力回復手術）を行ってから6ヶ月以内である
- ⑨皮膚に病変（切り傷炎症・ニキビ・その他の病後など）がある

以下⑩から⑫の部位への脱毛施術は、お客様の安全を優先し控えさせていただきます。

- ⑩まぶたとその周辺、粘膜部位
- ⑪刺青・タトゥーがある部位、色素沈着（シミ・アザ・ホクロ）のある部位
- ⑫皮膚が弱くなっている部位、極端に乾燥している部位、ヒアルロン・ボトックス・コラーゲン注射をしている部位

※その他上記に当てはまらない場合で気になる事がございましたら、スタッフまでお気軽にお声がけください。

◇契約期間および役務提供期間について

契約期間および役務提供期間は、ご契約プランの回数x1ヶ月です。

契約期間および役務提供期間が終了した後は有効期限切れとなり、以降は回数が残っていても脱毛施術を行うことができませんのでご了承ください。

◇硬毛化・多毛化について

光を用いた脱毛の副作用として、毛が増える・硬くなる・太くなる・長くなるといった症状「硬毛化・多毛化」が稀に起こることがあります。供給の増加・ホルモンバランスの変化などに起因するものと考えられていますが、明確な要因は未だ解明されておりません。

また脱毛機の性能差によって発生を抑えられるものではございませんので、他社クリニック様・エステサロン様でも同様に起こり得る現象です。

- 硬毛化・多毛化する可能性が高い部位
【背中・肘上・肩・うなじ】
- 体質によって硬毛化・多毛化する可能性がある部位
【上記を除いた全部位】

硬毛化・多毛化を未然に防ぐ最善の方法は、硬毛化・多毛化する可能性が高い部位への照射を行わないことです。メンズクリアでは、リスクを事前にご説明のうえ、原則として硬毛化・多毛化する可能性が高い部位への照射を行わない方針としております。

ただし該当部位への照射を強くご希望される場合には、硬毛化・多毛化のリスクにご同意いただいたものとして、照射をさせていただきます。また、部位を問わず硬毛化・多毛化が発生した場合でも、弊社では一切の責任を負いかねますので予めご了承くださいませ。

◇まゆ上・眉間の脱毛をお申し込みのお客様へ

1. 下記に該当する場合は、申し込みをお控えいただいております。
 - ・施術範囲の整形手術をされている
 - ・タトゥーやアートメイクをされている
 - ・レーシック・角膜治療・眼瞼治療、眼科手術の経験がある
2. スタッフが眉毛のデザインを作成することは致しかねます。
3. シェービングは事前にお客様ご自身で行なっていただきます。
4. 照射範囲はまゆ上2cm、眉間とさせていただきます。
5. シェービングをされていない場合は、安全のため、施術を致しかねます。
6. 施術当日はメイクを落とした状態での来店をお願いいたします。
7. ご要望に合わせて照射いたしますが、脱毛効果の出方はイメージと異なる場合がございます。
8. 脱毛後は元の状態に戻すことが難しくなることをご了承ください。
9. まゆ下・まぶた・こめかみ部分については、安全のため、施術を致しかねます。
10. 利用期間中に整形手術・タトゥー・アートメイクをご検討される場合は、すみやかにスタッフまでお伝えください。
11. 他部位の通い放題プランと同時に申し込みされた場合、その役務期間内に購入回数分消化のご協力をお願いいたします。

☐ 私は、以上のことを理解した上で、当サロンにて脱毛することに同意いたします。

年 月 日

お名前

メンズクリア お客様相談窓口

中途解約・クーリングオフ方法について、お申込みやサービスに関する
ご不安等がございましたらお気軽にご相談ください

☎ 0120-208-217 通話料無料

受付時間：9時～17時（日曜・年末年始を除く）

付帯サービス説明書

「ヒゲ 12 回スタンダードプラン」(以下「本契約」といいます。)をお申込みいただいたお客様に付帯するサービスの説明を記します。付帯サービスは、契約日から 9 日後以降及び 1 回以上施術(消化)をされた後にサービスを受けられます。なお、本契約を中途解約した場合には、付帯サービスを受けることはできません。

【付帯サービス名】

- ストライク優先使用
- グループ内他社サービス割引

【付帯サービス内容】

- ストライク優先使用
 - ・概要
自社開発の高機能脱毛機械であるストライクが使用可能な場合に、ストライクを使用した施術を優先的にを行います。
機械の状況及び一部店舗では提供できません。
- グループ内他社サービス割引
 - ・概要
Chicken Gym および Chicken Golf で提供されているサービスを、割引価格にてご利用いただけます。割引が適用されるサービスについては、お申込みいただく店舗のスタッフにご確認ください。
 - ・割引率
Chicken Gym : プランの税込み価格から 10%の割引。
Chicken Golf : プランの税込み価格から 20%の割引。
 - ・回数
Chicken Gym および Chicken Golf で、それぞれ 1 回ずつご利用いただけます。

個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

当社がお客様に商品、サービス等をご提供するにあたり、個人情報(氏名・生年月日・住所・電話番号・クレジットカード番号その他の個人を特定できる情報)を提供していただくことがあります。当社はお客様の個人情報保護の重要性を深く認識し、お客様の個人情報保護に細心の注意を払っております。より一層お客様との信頼関係を築くため、ここに当社としてのプライバシーポリシーを公開いたします。

第 1 条(定義)

本規程において「個人情報」とは、当社が提供するサービス(以下「本サービス」という。)の利用者個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、年齢、性別、メールアドレス等その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより結果的に特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

第 2 条(個人情報の取得と利用目的)

1. 当社は、適法かつ公正な手段により個人情報を取得し、以下の各号に定める目的で利用するものとする。
 - (1) 利用者が本サービスを円滑に利用できるようにするため
 - (2) 本サービス利用に関する統計データを作成するため
 - (3) 現在提供している本サービスまたは今後提供を検討している本サービスに関するアンケート実施のため
 - (4) 利用者からのお問い合わせに対する対応のため
 - (5) 本サービスに関する情報等または当社以外の事業者が広告主となる広告情報等をメールマガジン等により告知するため
 - (6) 今後の本サービスに関する新企画立案を行い提供するため
 - (7) キャンペーン等の抽選及び賞品や商品発送のため
 - (8) 利用者からのお問い合わせ時など、本人確認を行うため
 - (9) その他本サービスに関する重要なお知らせなど、必要に応じた連絡を行うため

第 3 条(個人データの適正な管理)

1. 当社は、個人データへの不正アクセス、個人データの紛失、破壊、改ざんおよび漏洩を防止するため適切な安全管理措置を講じるものとする。
2. 当社は、前項の安全管理措置について改善が必要な場合、速やかに是正するものとする。
3. 当社は、個人情報に関する苦情及び相談の窓口を設置し、その対応を行うものとする。

第 4 条(第三者提供および暗号化した個人情報の送信)

1. 当社は、個人情報保護法その他の法令に基づき開示が認められる場合を除き、利用者の同意を得ないで、個人情報を第三者に開示・提供しないものとする。ただし、以下の各号に定める場合はこの限りではない。
 - (1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

2. 当社は、インターネット広告配信事業者が提供する広告配信プラットフォームを利用し、利用者のアクティビティ等に基づく詳細マッチングを実施する場合があるものとする。
3. 前項に関し、当社は各サービス提供者に対し、暗号化された個人情報を送信するものとする。なお、当該暗号化された情報は、第三者によって暗号化された状態で照合され、これに基づく広告配信等が行われるものとする。

第5条（共同利用）

1. 当社は、個人情報保護法第23条5項第3号に基づき、以下の各号に定める条件により個人情報を共同して利用することができるものとする。
 - (1) 共同利用する個人データの項目
利用者の氏名、性別、生年月日、住所、職業、国籍、メールアドレス、電話番号、サービス利用履歴等
 - (2) 共同利用者の範囲
提携企業およびパートナー企業
 - (3) 共同利用の目的
商品・サービスの提供、広告配信、キャンペーン運営、その他
 - (4) 個人情報の管理について責任を有する者
株式会社クリア

第6条（個人情報の開示、訂正、利用停止等）

1. 当社は、個人情報保護法その他の法令に基づき、利用者の個人情報に関する開示、訂正、利用停止、削除等の請求に適切に対応するものとする。
2. 前項の請求があった場合、当社は利用者本人からの請求であることを確認の上、遅滞なく対応するものとする。
3. 第1項に定める請求を行う場合、利用者は以下の各号に定める手続きを行うものとする。
 - (1) 所定の申請書および身分を証明する書類の提出
 - (2) 所定の手数料の支払い（詳細は別途定める）

第7条（クッキーその他の技術の利用）

1. 当社は、本サービスにおいて、クッキー及びこれに類する技術を利用するものとする。
2. 前項の機能は、利用者が当社ウェブサイトの閲覧履歴を当該利用者のコンピュータ内に記憶させる機能であり、当該クッキーを通じて収集する情報には、メールアドレスや氏名等の個人を特定できる情報は含まれないものとする。
3. 利用者は、ウェブブラウザの設定を変更することにより、第1項に定める技術が無効化することができるものとする。ただし、この場合、本サービスの一部の機能を利用できなくなる場合があることを利用者は予め承諾するものとする。
4. 当社は、第三者から提供される広告配信サービスを利用し、当該第三者がクッキー情報等を取得することができるものとする。これらのクッキー情報等は、当該第三者のプライバシーポリシーに従って取り扱われるものとする。

第8条（お客様相談窓口）

1. 当社は、お客様がご本人様の個人情報の確認、訂正などを希望される場合、当社の定める書面の提出により開示に応じます。
2. 当社の個人情報の取扱いに関するご質問やご不明点、苦情、その他のお問い合わせは、お客様相談窓口にて受け付けております。

お客様相談窓口電話番号：0120-208-217

東京都 渋谷区 恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイス 3 4 階
株式会社 クリア
代表取締役 勝沼 潤



エステティックサービス概要書面

この書面は「特定商取引に関する法律」に定める特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面であり、サービス契約に先立ってお客様にお渡しする書面です。クーリング・オフにつき別紙第1条、中途解約につき同第2条、特約につき同第3条をご確認ください。

お客様（甲）

ふりがな	てすと てすと	生年月日	2000年01月01日
お名前	テスト テスト	会員番号	ZZ00000
住所	〒150-6034 東京都渋谷区恵比寿恵比寿ガーデンプレイス ご連絡先: 000000000000		

役務内容 提供期間 2025年01月30日 ~ 2026年01月29日

- ・「特典」のサービス内容に関しては別紙「付帯サービス説明書」をご確認ください。
- ・当社で使用している脱毛方式は光脱毛（フラッシュ脱毛）です。
- ・施術部位によって1回あたりの時間と実際の施術時間にずれがございます。

内容	時間	通常/初回単価	回数	総時間	値引	通常/初回値引後単価	金額
ヒゲ12回スタンダードプラン	20分	23,145円 / 23,155円	12回	240分	0円	23,145円 / 23,155円	277,750円

ヒゲ、陰部、全身、上半身、下半身はそれぞれ下記の部位を指しています。

- ・ヒゲ：口下、両ほほ、両もみあげ、鼻下、あご、あご下・首
- ・陰部：Vライン、Iライン、Oライン、おしり

・全身：手の指、手の甲、ひじ下、ひじ上、胸全体、腹全体、乳輪周り、へそ周り、両わき、足の指、足の甲、ひざ下、ひざ上、肩、背中上、背中下

- ・上半身：手の指、手の甲、ひじ下、ひじ上、胸全体、腹全体、乳輪周り、へそ周り、両わき、肩、背中上、背中下
- ・下半身：足の指、足の甲、ひざ下、ひざ上

※印は軽減税率適用商品

ご契約総額(税込)277,750円

10%対象277,750円 内消費税25,250円

お支払い方法及びお支払時期

方法	回数	初回支払日	引落日	金額
現金	1回	2025年01月30日	-	277,750円

- ・お支払いにクレジット・ローンをご利用の場合、申込をする信販会社等の審査及び管理のために、同社に対し、この書面内容及び役務消化状況が提供されます。詳しくは個人情報の取扱いに関する同意書をご確認ください。また、お支払い時期の詳細につきましては、本サービス契約書と一体となる割賦販売法に基づき交付される書面記載のとおりとなりますので併せてご確認ください。
- ・割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧ください。
- ・前受金保全措置は行っていません。

お支払いにクレジット・ローンをご利用の場合、初回支払日、引落日の当該日が銀行休業日の場合はその翌営業日が振替日となります。

役務提供事業者（乙）

名称 株式会社クリア

電話番号 03-6628-5551

所在地 〒150-6034 東京都渋谷区 恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー3 4階

店舗名 メンズクリア大分店

店舗所在地 〒870-0035 大分県 大分市 中央町1-1-20 ニューガイア大分駅前ビルディング 4F

お客様相談窓口電話番号：0120-208-217



代表者 勝沼 潤

担当者 大川 禎司

この書面をよくお読みください

(契約の解除(「クーリングオフ」)に関する事項)

- 第1条 お客様はこの書面を受取後 8 日以内であれば、当サロンへの書面又は電子メール等の電磁的記録による通知で契約の解除(クーリングオフ)をすることができます。ハガキの場合、下図のように必要事項を記入のうえ、ご契約店舗に郵送してください。
2. お客様がクーリングオフについて、当サロンの事実と異なる説明により誤認され、または当サロンの威迫により困惑されたため、前項の期間内にクーリングオフされなかった場合、当サロンが改めてお渡しするクーリングオフの説明書面を受取後 8 日以内は書面又は電磁的記録による通知でクーリングオフをすることができます。
 3. クーリングオフは、お客様が通知の書面又は電磁的記録を発信(発送)された時点で効力を生じます。
 4. クーリングオフの場合、当サロンは損害賠償または違約金は請求いたしません。また、既にご利用済みのサービスにつきましても対価を請求いたしません。前受金をいただいている場合は速やかに全額を返還いたします。
 5. サービスの利用をクーリングオフされる場合、購入いただいた商品(「エステティックサービス契約書」記載の「関連商品」)の購入もクーリングオフをすることができます。ただし、その商品が開封されたまたはその全部もしくは一部が利用もしくは消費された場合(当サロンが開封、利用または消費を指示した場合除きます)はクーリングオフができません。
 6. 商品の購入をクーリングオフされる場合も、その旨を書面又は電磁的記録により通知ください。商品のクーリングオフも通知書面又は電磁的記録の発信(発送)時に効力が生じます。
 7. 商品のクーリングオフにつきましても、当サロンは損害賠償または違約金を請求いたしません。引渡し済み商品の引き取りにかかる費用は当サロンが負担いたします。また、クーリングオフの対象となった商品の代金を既にいただいている場合は速やかに全額を返還いたします。

【クーリングオフ通知書面例】

契約解除通知書

株式会社クリア宛

__年__月__日付(締結日)の__(サービス名称及び商品名)の申し込みクーリングオフするので通知します。

また、私が貴社に支払った代金の〇〇円を下記口座に振り込んで下さい。

銀行口座：__銀行__支店 店番号__ 普通貯金口座：__ 口座名義人：__

__年__月__日付 住所____
氏名____ ㊞

(契約の中途解約に関する事項)

- 第2条 上記のクーリングオフができる期間が過ぎた後は、サービスの利用を将来に向かって解除(中途解約)をすることができます。
2. 中途解約の場合、お客様にはすでに利用されたサービスの相当額(入会金を含みます)および「解約損金」として解約より通常生ずる損害額または契約の締結および履行のために通常要する費用をご負担いただきます。具体的には、下記の算式により精算金を算定し、精算金額を超える前受金をいただいている場合は、当サロンより差額を速やかに返還いたします。前受金が精算金額に足りない場合は、お客様に不足金額をお支払いいただきます。この不足金のお支払いが遅延した場合には、法定利率による遅延損害金が加算されます。
精算金=契約総額注1-(利用済サービス相当額注2+解約損料注3)
注1: 契約総額=サービス利用申込み時の全体価格(商品の代金を除く)
注2: 利用済みサービス相当額=入会金+1回あたりの施術料金×利用済回数
注3: 解約損料=(契約総額-利用済サービス相当額)の10%相当または2万円のいずれか低い方
クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、規約等で詳細をご確認ください。
 3. 商品の購入についても、中途解約ができます。その場合、お客様には次の額をご負担いただきます。前受金がこの額に足りない場合は、不足金額をお支払いいただきます。不足金のお支払いが遅延した場合には、法定の利率による遅延損害金が加算されます。
商品を返還いただく場合: 通常の使用料相当額(ただし、販売価格-返還時の価格の方が大のときはその額)
商品の返還がない場合: 商品の販売価格
商品引渡し前の場合: 契約の締結及び履行のために通常要する費用

(別途協議)

- 第3条 本契約書及び本約款に定めのない事項又は本契約書及び本約款の解釈に疑義が生じた場合は、お客様と当サロンの協議により解決するものとします。

以上